

《お知らせ》

広島県では、県内に住民登録のある方又は
住居（居所）のある方は、

県内全ての市町の窓口で

旅券の申請を行うことができます。

～県内どこでも～
住民登録している市町以外の
市町でも
パスポートの申請が
できます！

県内に住民登録のある方又は住居（居所）のある方は、県内全ての市町の窓口で
旅券（パスポート）の申請を行うことができます。

留 意 点

- 旅券（パスポート）の発行手数料は、いずれの市町でも同額です。
- 基本的な申請手続きは、住所地の市町と同様ですが、住所地の市町以外で申請される場合は、次の点に御注意ください。
 - ⇒ 住民票の写しを持参頂く必要があります（住所地市町の申請では不要です）。
 - ⇒ 申請者本人が窓口で手続きを行う（代理人の手続は不可）必要があります。

※住民票の写しについて

全国市区町村の住民票窓口で、お住いの市町の住民票の写しを取得できます。

（広域交付住民票）

取得の際は、官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証等）が必要です。

なお、広島市については、広島市旅券センターと同じ場所にある広島市サービス・コーナーでは、広域交付住民票の取得はできませんので、御注意ください。

（広島市については、広域交付住民票は、区役所等で交付されております）

- 市町によっては、その市町の住民と他の市町の住民で、夜間・休日の受付時間が異なる場合があります。裏面の一覧表で御確認ください。

広島県地域政策局国際課旅券グループ
TEL 082-513-5603